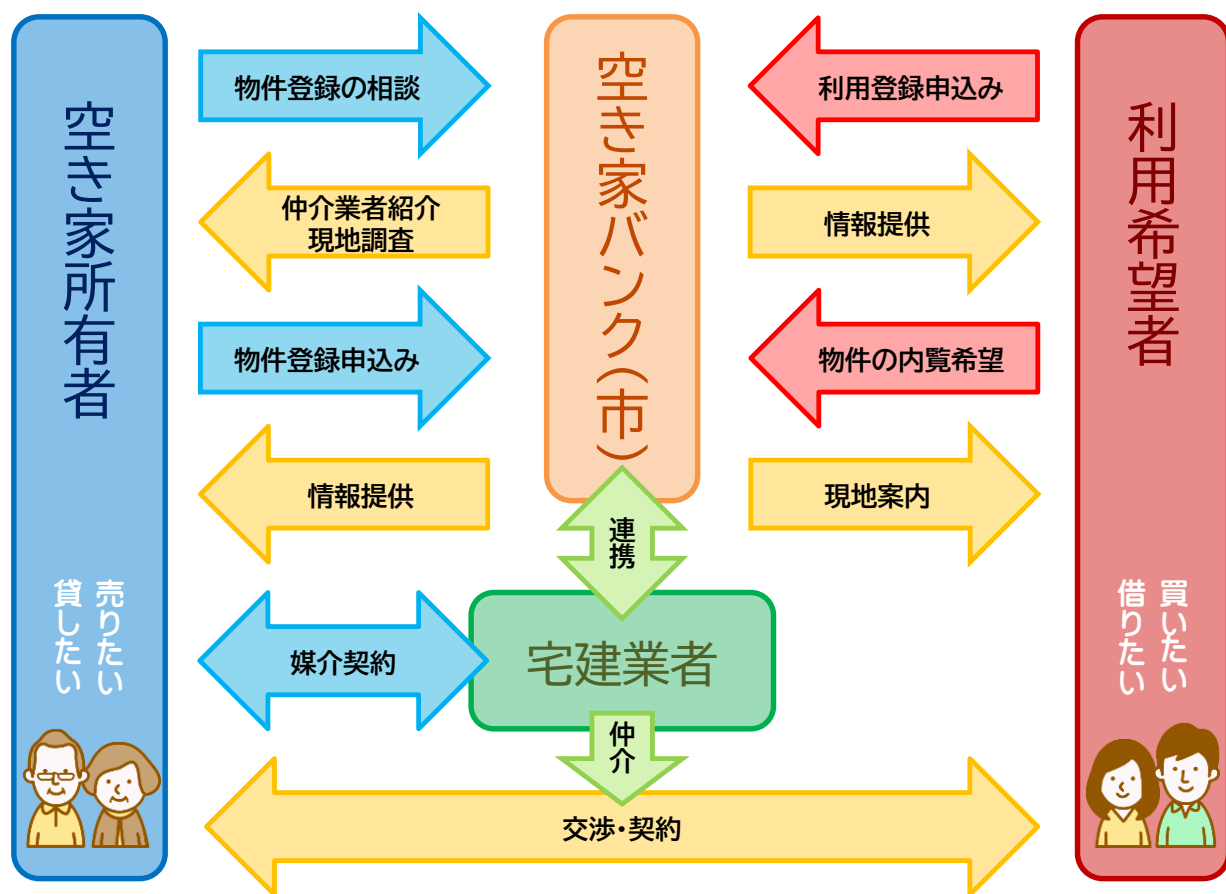


仙北市空き家バンク

(空き家情報登録制度)

仙北市では、市内の空き家を有効活用して、定住促進と地域活性化を図るため、空き家の売買・賃貸を希望する所有者から登録の申込みを受けた空き家情報を、利用希望者に対して情報提供しています。

制度の仕組み



市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買・賃貸借の契約に関する仲介行為は行いません。また、契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決していただきます。

宅建業者が仲介した場合、契約成立時には一定の仲介手数料が発生します。

仙北市ホームページ定住応援情報サイト「えぐきてけだんし」
<https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>



空き家情報
随時更新中

仙北市 空き家バンク 検索

お問い合わせ・
登録申込み先

仙北市企画部 まちづくり課 ☎ 0187-43-3315

Eメール machi@city.semboku.akita.jp

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

■ 仙北市空き家バンク登録申込み方法 ■

空き家を登録したい所有者の方

仲介を依頼する宅建業者を指定
(仲介を希望しない場合、利用希望者との交渉・契約は所有者本人が対応することになります。)



空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)に必要書類を添えて、市役所へ郵送または持参により提出してください。

▶添付書類

- ① 物件登録カード(様式第1号別紙1)
- ② 位置図、間取り図(様式第1号別紙2)
- ③ 誓約書(様式第1号別紙3)
- ④ 空き家に係る直近年度の固定資産税課税明細書の写し
- ⑤ 物件登録申込者の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書
- ⑥ 物件登録申込者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)



物件台帳に登録

(有効期限は3年度。再登録は可能。)

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、登録できません。

- (1) 抵当権など所有権以外の権利が設定されている。
- (2) 所有者が複数いる場合に、共有者から空き家の売却、賃貸について同意を得ていない。
- (3) 空き家とその敷地の所有者が異なる場合に、敷地の所有者から空き家の売却、賃貸について同意を得ていない。



空き家情報の公開

(市ホームページへの掲載、物件台帳の閲覧など)

空き家を利用したい方

市ホームページで空き家情報を閲覧
(掲載している以外の詳細な情報の提供や、内覧のためには利用登録が必要になります。)



空き家バンク利用登録申込書(様式第4号)に必要書類を添えて、市役所へ郵送または持参により提出してください。

▶添付書類

- ① 誓約書(様式第4号別紙1)
- ② 利用希望者の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書
- ③ 利用希望者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)



利用者台帳に登録

(有効期限は3年度。再登録は可能。)



空き家情報の提供

(物件台帳の閲覧、資料送付、現地案内など)

物件台帳と利用者台帳に登録された情報は、市から必要に応じて、物件登録者・利用登録者・協力業者に対して情報提供します。知り得た個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 市長の許可なく個人情報を複製し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

登録申込み先はこちら

仙北市企画部 まちづくり課 ☎ 0187-43-3315

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

関係書類は仙北市ホームページからダウンロードできます ▶▶ <https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>